

神奈川県 保健福祉部 監査結果について

社会福祉法人が運営する入所施設は、社会福祉法に基づいて、法人の認可元である県の監査を受けることになっています。また、介護保険サービスについても、介護保険法や障害者福祉法に基づいて、県の監査を受けることになっています。

監査方法は、毎年度、運営報告書類を提出するとともに、現地視察による監査を受けます。当法人の場合、現地視察による監査は社会福祉法による監査は1年おきに、介護保険法等の監査は必要時に受けています。そして、その指摘事項に対する改善措置を理事会に諮り、県に報告することになっています。

H19年度に受けた現地視察による監査結果がH19年9月に通知されました。中心子どもの家の運営に関して2点の指摘を受けましたので、その指摘内容と改善措置を情報開示の一環として掲載します。

\*\*\*\*\*

平成19年度 社会福祉法に基づく指導監査の結果について

1. 監査日時 平成19年7月11日
2. 監査対象施設 中心子どもの家  
中心荘第一特別養護老人ホーム  
中心荘第二特別養護老人ホーム
3. 対象期間 平成18年度および平成19年4月から監査日まで
4. 指導監査の指摘事項

文書指摘事項

事業所	指摘事項と改善内容	
中心子どもの家	指摘内容	避難訓練及び消火訓練を児童福祉施設最低基準に基づき、月1回以上実施してください。
	事実と原因	昨年度の指摘により、業務要領書により手順化し、実施していた。しかし、H18年10月は実施予定日に突発的なトラブルが発生したため、月末に延期したが、この日は既に別の大きな行事を予定していた。このことに気付くのが遅れ10月に実施することができなかった。
	改善措置	訓練日の実施日と予備日を月間予定表に1ヶ月前から明示し、所長補佐と福祉課長が確認することにした。
中心子どもの家	指摘内容	入所している児童の支援の状況を明らかにする日々の記録を整備してください。
	状況と原因	「育児記録」はパソコン入力し、学期ごとにプリントアウトしてケースファイルにファイリングすることになっていた。しかし、1学期終了後にプリントアウトしていなかった。また、12月にサーバが破損し、H18年6月から12月までの間の大半の児童の記録が消失されてしまった。
	改善措置	学期ごとのプリントアウトは、月間予定表に記入して実施することにした。パソコンについては、H19年3月からは自動バックアップを毎晩行なう設定に変更した。 (データ消失の記録は、カンファレンスの記録を代替として児童の状態が把握できるようにした。)